

京都市告示第691号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
太秦経11 7号線	右京区太秦前ノ田町22番地の2地先か ら 同町25番地の2地先まで	旧	メートル 138.20	メートル 5.25 ~ 7.20
		新	138.20	6.74 ~ 8.80

(建設局土木管理部道路明示課)